

# 告 示

## 埼玉県告示第百五十号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

所沢市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

所沢市松が丘一丁目

### 四 作業期間

令和四年二月十日から令和四年三月三十一日まで